

# おしえて 消費生活！！

## 被害事例

2日前、「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」というハガキが届いた。内容は、総合消費料金が未納となっており、契約会社や運営会社によって民事訴訟の訴状が提出され、連絡がない場合は、給与等を差し押さえるというものだった。料金未納について全く心当たりがなかったため、ハガキに記載のあった取り下げの相談窓口で電話をした。

私が「総合消費料金は何か」と尋ねたが、窓口は「答えられない。弁護士に相談せよ」と言った。教えられた弁護士に連絡すると、プリペイドカードを30万円分用意せよと言われ、昨日、コンビニでプリペイドカードを30万円分購入し、券面の番号を教えた。後刻、弁護士から電話があり、「大変なことになっている。相手が裁判を取り下げないと言っている。未納金は150万円だ。お金を準備してくれないければ、あなたの弁護はできない。いくら用意できるか、連絡せよ。裁判になれば、莫大なお金がかかる」と言った。再度、「総合消費料金とは何か」と尋ねたが、弁護士は「裁判を取り下げないと分からない」と言った。この話は本当なのか。



### 総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(ク)498 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け回っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年6月1日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター  
東京都千代田区霞が関3丁目  
取り下げ等のお問合せ窓口 03-  
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

## 架空請求ハガキに気を付けて！

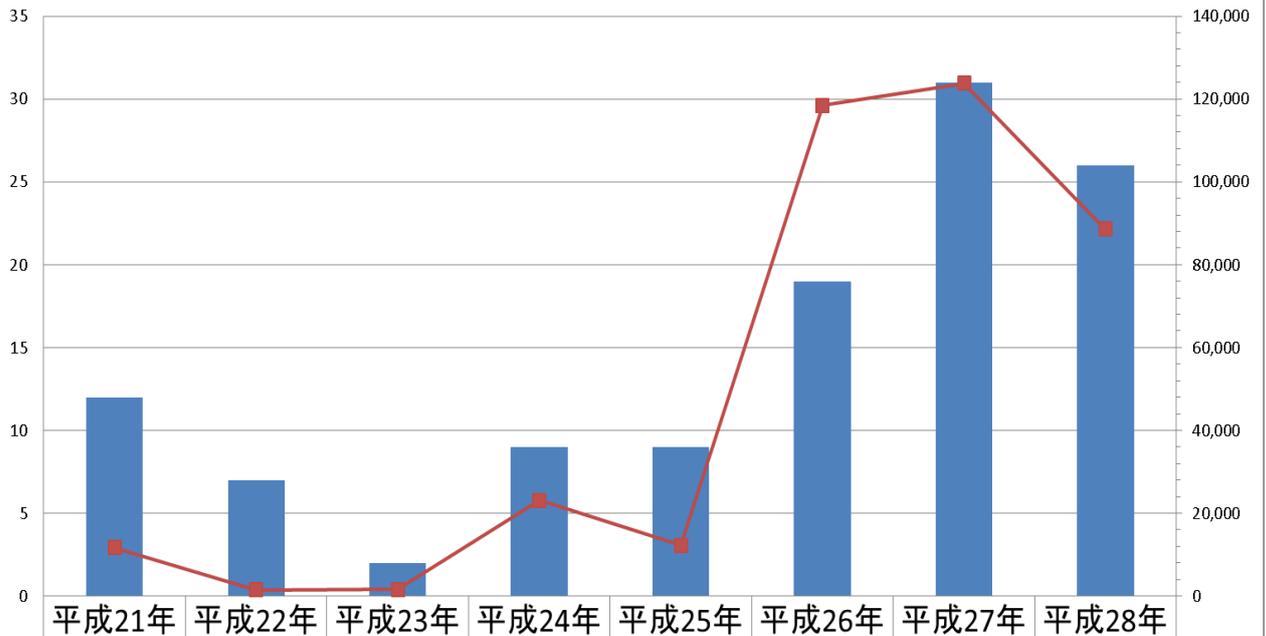
### ＜アドバイス＞

←のハガキは、架空請求はがきです。

潔白を証明するためであっても、絶対に電話してはいけません。

無視しましょう。

## 東広島市内の特殊詐欺被害状況



■ 件数(件)	12	7	2	9	9	19	31	26
■ 被害額(千円)	11,698	1,479	1,639	23,150	12,202	118,507	123,789	88,547

被害に遭わないために、こんな電話は疑ってください！

- 今日中に支払わないと法的手段を取る
- コンビニでプリペイドカードを購入して
- 今日中に手続きを
- キャッシュカードと携帯を持ってATMへ
- このことは誰にも言わないように

# 東広島市消費生活センター

東広島市役所 北館 1階 2番窓口 電話 082-421-7189

(月～金(祝日・年末年始の市の休日を除く。)) 9～12時 13～17時

◎こうしたトラブルに巻き込まれたら、東広島市消費生活センター(TEL082-421-7189)にご相談ください！！